

【ISTSW－中国標準通信 Vol.003】

発行元: 株式会社 IST ソフトウェア

目次

(1) 中国標準最新動向

- ・国家標準公告「2016」第19～28号が公布
- ・国家標準公告「2016」第25号にて、軽型自動車の排気規制基準「国6」が公布

(2) 2017年1月1日に実施の注目標準

- ・強制国家標準24件、強制業界標準(医療)14件が実施された

(3) 中国法規・標準の運用に関する事例(判例等)

- ・中国野菜メーカー、天津市消費者協会を名誉棄損で告訴するも敗訴
天津市消費者協会による有機野菜製品の比較試験が原因で

★~~~~~

(1) 中国標準最新動向

~~~~~★

## ◆国家標準公告[2016]19号～28号が公布:

発行元:

SAC(国家標準化管理委員会)

原文ソース(外部サイトにリンク):

[第19号公告](#)[第20号公告](#)[第21号公告](#)[第22号公告](#)[第23号公告](#)[第24号公告](#)[第25号公告](#)[第26号公告](#)[第27号公告](#)[第28号公告](#)

## 国家標準公告[2016]19号

「8種類のRoHS指令検査測定用無機元素混合標準溶液(100μg/ml)」など国家標準サンプル18件を公布

## 国家標準公告[2016]20号

「複合ポルトランドセメントの成分分析標準サンプル」など国家標準サンプル5件を公布

## 国家標準公告[2016]21号

「GB/T 13054-2008 中国語明瞭度診断 韻に関する音素テスト(DRT)」第1号修正表を公布

## 国家標準公告[2016]22号

国家標準「GB 18350-2013 変性燃料エタノール」第1号修正表を公布

## 国家標準公告[2016]23号

自動車修理、検査、診断に関する技術規範」を含む国家標準 292 件および「緊圧茶」シリーズなど英訳版 23 件。

#### 国家標準公告[2016] 24 号

GB/T 34000-2016「中国造船品質基準」と英文版を公布

#### 国家標準公告[2016] 第 25 号

質検総局と国家標準委、国家標準 9 件を公布。

注目の GB 18352.6-2016 軽型自動車汚染物質排出制限値 および測定法(中国第 6 段階)(以下、国 6)が正式に公布。

国 6 基準は 2 段階(国 6a、国 6b)に分けて実施。国 6a を 2020 年 7 月 1 日から、さらに厳格化した国 6b を 2023 年 7 月 1 日から実施。大気汚染の改善が特に急がれる地域では、同規制を前倒しで実施することができる。中国の自動車メーカーの幹部によると、北京市政府は 3 年前倒しで、「国 6b」を 2020 年 7 月に実施するだろうとの見解を示したという。

#### 国家標準公告[2016] 26 号

GB/T 2260-2007「行政区画コード」第 1 号修正表を公布

#### 国家標準公告[2016] 27 号

質検総局と国家標準委、国家標準 163 件を公布。GB/T 19001-2016 品質管理体系 要求事項 (ISO 9001:2015 を採用)が公布、2017 年 7 月 1 日より実施。

#### 国家標準公告[2016] 28 号

国家標準「鉄道車両入れ替え作業 第 1 部-10 部」など、鉄道関連の 14 件を廃止

★~~~~~

### (2) 2016 年 12 月 1 日に実施される注目標準

2017 年 1 月 1 日に計 507 件(強制性標準 38 件を含む)の国家標準と業界標準が実施。

強制標準の内訳は国家標準が 24 件、業界標準が 14 件となっている。

~~~~~★

2017 年 1 月 1 日に計 507 件(強制性標準 38 件を含む)の国家標準と業界標準が実施。

強制標準の内訳は国家標準が 24 件、業界標準が 14 件となっている。

◆エネルギー効率関連 GB6 件(強制) :

GB 19577-2015 冷水機械のエネルギー効率限界値およびエネルギー効率等級

GB 20053-2015 メタルハライドランプ用安定器におけるエネルギー効率限界値および

エネルギー効率等級

GB 20054-2015 メタルハライドランプにおけるエネルギー効率限界値および

エネルギー効率等級

GB 32284-2015 石油化学工業用遠心ポンプにおけるエネルギー効率限界値および

エネルギー効率等級

GB 32311-2015 水電解水素製造システムにおけるエネルギー効率限界値および

エネルギー効率等級

GB 26920.2-2015 業務用冷凍機器のエネルギー効率限界値とエネルギー効率等級

- 第2部 コンデンシングユニット一体型商業用冷凍庫

◆医療関連国家標準(強制)

GB 18281.1-2015 医療保健製品の滅菌 生物学的指標 第1部:通則

GB 18281.2-2015 第2部:エチレンオキシド滅菌における生物学的指標

GB 18281.3-2015 第3部:過熱水蒸気滅菌における生物学的指標

GB 18281.4-2015 第4部:乾熱滅菌における生物学的指標

GB 18281.5-2015 第5部:低温蒸気ホルムアルデヒド滅菌における生物学的指標

◆医療業界標準(YY)15件

YY 0599-2015 レーザー治療設備 エキシマレーザー角膜屈折治療器

YY 0951-2015 干渉波治療器 等

◆家庭用電器製品、照明器具

GB 6932-2015 家庭用瞬間湯沸かし器

GB 7000.1-2015 照明器具 第1部:一般要件と試験 ※CCC認証標準

◆自動車関係

GB 4660-2016 自動車用フィラメント電球フロントフォグランプ ※CCC認証標準

GB 19152-2016 対称すれ違い用ビーム又は主走行ビーム又はその両方を発する自動車前

※CCC認証標準(GB 19152-2003とGB 5948-1998の一部を代替)

★~~~~~

(3) 中国法規制、標準の運用(案例等)の紹介

・中国野菜メーカー、天津市消費者協会を名誉棄損で告訴するも敗訴

天津市消費者協会による有機野菜製品の比較試験が原因で

~~~~~★

中国標準通信\_Vol.002(2016年12月21日配信)では、市場に流通された製品の品質を監督するため、国家質量監督検驗検疫総局(略称:AQSIQ)および地方の品質監督検査検疫局が定期または不定期的に製品抜取検査を実施されていることを触れました。抜取り検査は関連の法規に基づき実施しており、法的拘束力を持つため、各企業はちゃんと対応した方が良いでしょう

その一方、各地の「消費者協会」または「消費者権益保護委員会」が製品比較試験を実施し、その比較結果をWebサイトで公布するような記事もよく目にしますが、気になる方も多いいるでしょう。例えば、以下のような記事:

## 2017/01/05 上海市消費者權益保護委員会、空気清浄機の比較試験結果を公表

【発行元】中国消費網

出所情報: <http://www.ccn.com.cn/328/929155.html>

比較試験は、GB/T 18801-2015(空気清浄機)の基準を指標とし、シャープなどを含む 20 製品を購入し、専門の検査機関に検査を委託した。検査の項目は、粒子状物質浄化機能、ガス状汚染物質浄化機能などを含む。この内、日系メーカー製品で、パナソニック製のホルムアルデヒドのクリーンエア供給率(CADR)が公称値の 78.7% であったことや、日立の輸入製品のホルムアルデヒド浄化効率が 24% と低性能であるとする結果が出た。

このような比較試験は法的拘束力を持つのか、自社製品が含まれた際にどのような対応を行えばよいかを戸惑う企業もいるでしょう。下記の事例をご参考になれば幸いです。

## 2016/09/12 緑普生が天津市消費者協会を名誉棄損で告訴するも敗訴

【発行元】中国質量新聞網

出所情報: [http://www.cqn.com.cn/pp/content/2016-09/12/content\\_3389932.htm](http://www.cqn.com.cn/pp/content/2016-09/12/content_3389932.htm)

2016 年 9 月 9 日に中国消費者報が掲載した記事によると、天津市薊県(※1)人民法院は、野菜生産・販売法人である緑普生が天津市消費者協会(被告)を名誉毀損で起こした訴訟を審理した結果、証拠不十分により原告の請求を棄却したとの判決を下した。

2015 年に天津市消費者協会は市場で販売されている野菜(一般/グリーン食品/有機)31 品目を購入し、国家軽工業食品品質監督検査機構に検査を委託し、検査の結果を協会 WEB サイトにて公布した。その中、緑普生が生産・販売の”有機野菜”2 品目から残留農薬クロロタロニルを検出したことが判明。「有機野菜」は認証登録制で、認証標準である GB/T 19630.1-2011(有機製品 第1部:生産)の基準では、クロロタロニルを検出してはならないと規定している。

この比較結果の公開を受け、”緑普生”は比較試験の結果を認めないとし、天津市薊県人民法院にて、自社の名誉を毀損したという理由で天津市消費者協会を訴えたが、天津市薊県人民法院は以下の理由で原告の請求を棄却した。

“消費者協会(消費者権益保護委員会)は公益法人として、消費者の権益を保護する責任を持つ。製品比較試験は、公益法人としての責任を果たすための具体的な表現方法の一つである。検査結果の公布に際し、消費者協会は検査機関による検査結果を修正しておらず、製品に対して合格または不合格という判定行為を行っていない。また、原告側は自社製品が問題ないことを証明する証拠を提出できていなかったこともあり、名誉を侵害したことに当らないと判断し、緑普生の請求を棄却とした”

一審判決の後、緑普生は判決結果に不服とし、上訴した。天津市第一中級人民法院は 2016 年 11 月 18 日に原判決を維持する判決を下し、上訴を却下。より詳しく知りたい方は以下の記事をご参考にしてください。

## 2016/12/6 緑普生が天津市消費者協会を名誉棄損で告訴、有機野菜比較試験による訴訟

【発行元】新浪財経

※1 県(県):中国では「市」より県(県)は下にある。日本と比較した場合、「郡」に近い。

---

### ■注意事項

本メルマガに掲載した記事、公告内容等は、(株)IST ソフトウェアが仮訳および編集を行ったものです。記載内容に疑義のある場合には中国語の原文に準じてください。

お客様に提供した情報に関する、万一、お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、(株)ISTソフトウェアは責任を負いませんので、ご了承ください。